

議案第 6 0 号

天理市母子医療費助成条例の一部改正について

天理市母子医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年 9 月 7 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市母子医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市母子医療費助成条例(昭和53年 3 月天理市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。